



ミナト 消費者だより

港区立消費者センター TEL 03(3456)4159(代)

特集

1 成年年齢引き下げ

～新成人のみなさん、悪質業者に狙われています!～

2 令和3年度 開催講座のご報告

3 開催講座・消費生活展のご案内

第49回港区消費生活展を 3月1日(火)～5日(土)に開催します

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策を
講じた上での実施となります。

詳しくは2月に発行される広報みなと、
港区ホームページ等をご覧ください。

消費生活講座の参加には事前申し込みが必要です。

港区立消費者センター

消費生活相談専用電話

TEL 03-3456-6827

〈相談日時〉

月曜～金曜(電話・来所)、土曜(電話のみ)※祝日、年末年始を除く
午前9時30分～午後4時まで

代表電話 **TEL 03-3456-4159**



港区ホームページ QRコード

詳しくは
ホームページを
チェック!
こちら



※消費生活相談をご利用の方は、まずはお電話ください

成年年齢引き下げ

～新成人の皆さん、悪質業者に狙われています!～

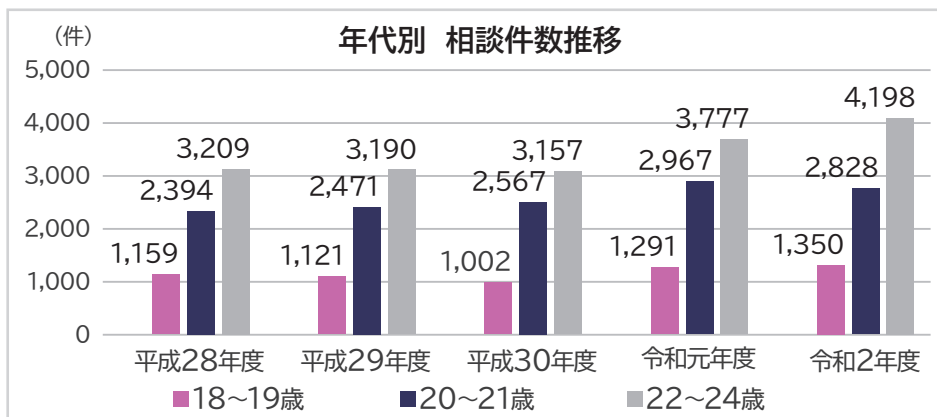
(1) 成人になりたての人の相談

本年4月1日より、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられ、18歳以上の人は“成人”になります。成人になりたての人は特に、消費者トラブルに巻き込まれやすい傾向があります。

東京都消費生活総合センターによると「20～21歳」の相談は、「18～19歳」の相談の2倍以上と、成年年齢「20歳」を境に相談が急増しています。

未成年者の場合、親権者等の同意なく結んだ契約は、一定の場合(※)を除き、取り消し可能です。これを未成年者取消権といい、成人になるとこの保護がなくなります。悪質業者は、社会経験や契約の知識が不足している「成人になりたての人」を狙います。

※婚姻している者の契約、小遣い範囲の少額な売買契約、自分が成人である・親権者の同意があると嘘をついた場合等は、未成年者取消ができないこともあります。



出典：東京都消費生活総合センター「東京くらしWEB」テーマ別分析「若年層(18～24歳)」の消費生活相談(令和3年10月)より

(2) 成人になると相談が急増する商品・役務

東京都消費生活総合センターの「商品・役務別上位10位」表によると、「20～21歳」になると相談が増加する商品・役務(下表★印参照)は、情報商材等の「他のデジタルコンテンツ」、「エステティックサービス」、「賃貸アパート」、投資用教材USB等の「教養娯楽教材」、オンラインカジノのアフィリエイト広告等の「他の内職・副業」、医療脱毛等の「医療サービス」です。特に「教養娯楽教材」は「18～19歳」では1件だったものが、「20～21歳」では101件と急増し、「22～24歳」で48件に減少しており、成人になったところで勧誘を受けることが多いと考えられます。

18～19歳(未成年層) 1,350件	20～21歳(成年層) 2,828件	22～24歳(成年層) 4,198件
1 健康食品 163	1 他のデジタルコンテンツ★ 234	1 賃貸アパート 353
2 他のデジタルコンテンツ 96	2 エステティックサービス★ 155	2 他のデジタルコンテンツ 234
3 商品一般 62	3 健康食品 150	3 健康食品 182
4 他の化粧品 56	4 賃貸アパート★ 124	4 エステティックサービス 168
5 出会い系サイト 46	5 商品一般 115	5 電気 165
6 賃貸アパート 37	6 教養娯楽教材★ 101	6 商品一般 164
7 役務その他のサービス 36	7 他の内職・副業★ 88	7 他の内職・副業 153
8 電気 35	8 出会い系サイト 80	8 出会い系サイト 136
9 他の内職・副業 30	9 医療サービス★ 79	9 修理サービス 103
10 アダルト情報サイト 27	10 電気 72	10 医療サービス 90

出典：東京都消費生活総合センター「東京くらしWEB」テーマ別分析「若年層(18～24歳)」の消費生活相談(令和3年10月)より

消費者被害に遭わないために！

1. 契約する前に、契約書を十分確認して、よく考えましょう。
2. 「絶対に儲かる」等うまい話はありません。SNSで知り合った人の話は要注意。友人、先輩の紹介でも「絶対安全」ではありません。うのみにせず、きっぱり断りましょう。
3. お金がないのに、契約することは禁物。借金を勧める業者には要注意です。また、クレジット契約も慎重にしましょう。
4. 困ったときには消費者センターに相談をしましょう。契約してからでは手遅れになることもあります。事前に相談しましょう。





令和3年度 開催講座のご報告



6月4日(金)
表示の見方教室

「コロナ禍で知っておきたい殺菌
・除菌と商品の選び方」

効果的な、殺菌・消毒剤、洗剤の選び方、使い方について、実際の商品の表示を確認したり、実験したりしながら楽しく学びました。「実験もわかりやすく時間があっという間に過ぎた」「どんな商品を買うといいか参考になった」「多くの人に聞いてほしい内容だった」などの声が寄せられました。



9月8日(水)
～10月27日(水)

「消費者力検定講座(全8回)」

一人ひとりの消費者力を高め、より豊かな消費生活を送ることを目的として、(一財)日本消費者協会の「消費者力検定」のカリキュラムを利用し開催しました。講座の後には「消費者力検定」(団体受験)で力試しを行いました。



11月17日(水)
～1月26日(水)

「消費者教養講座(基礎講座3回
・応用講座6回)」

消費生活に必要な知識・情報等を提供する講座です。消費者問題に関心の薄かった人向けに分かりやすい基礎知識を身に付ける基礎講座と、さらに深い知識の習得及び消費者問題推進員として活動できる人材の育成も目的とした応用講座を開催しました。また、応用講座は録画した講座のビデオ配信も行いました。

1月15日(土)
一日消費者教室

『成人』のスタートラインが変わる!
～成年年齢引き下げで注意すべき
消費者トラブルを知ろう～

未成年者取消ができる年齢が引き下がることで、高校生の消費者トラブルが懸念されています。そこで、成年年齢引き下げに伴い若者に多い消費者トラブルを相談事例を踏まえて、注意点等を分かりやすく伝えました。録画した講座のビデオ配信も行いました。



12月10日(金)
一日消費者教室

「電動アシスト自転車の選び方と
お手入れ」

コロナ禍の移動手段として人気が高まっている電動アシスト自転車について、パナソニックサイクルテック(株)お客様相談センター所長、黒澤講師にお話をいただきました。購入時の注意点、長持ちするバッテリーの使い方、各種マークの意味、坂道を上るときの注意点、台風の後には発生しやすいサビ被害の対処法など具体的で役立つ内容でした。



消費者センター 開催講座・消費生活展のご案内

※講座・消費生活展は延期または中止する場合があります。詳細は「広報みなと」、「港区ホームページ」をご覧ください。

消費者教室

日程	場所	講座名	講師
3月4日(金) 10:00~12:00	消費者センター 講習室・実習室	一日消費者教室 実習で学ぶ電力新時代の常識 スマートメーターってどんなもの	日本電気計器検定所 派遣講師
3月5日(土)① 10:30~12:00	消費者センター 講習室	子ども消費者教室 クイズと工作で学ぼう！身近なエシカル 消費	一般財団法人 日本消費者協会 消費生活コンサルタント 北崎裕紀子 氏
3月5日(土)② 13:00~14:30			
3月25日(金) 14:00~16:00	消費者センター 講習室	子ども消費者教室 親子はかり教室～棒はかりを作ろう～	東京計量士会 小林悌二 氏

消費生活展

日程	場所	内容
3月1日(火)～ 3月5日(土) 9:00～17:00 ※5日のみ16:00まで	消費者センター (3日のフードドライブは リーブラホール入口)	消費生活パネル展 消費者団体、港区消費者問題推進員、協力団体・企業 フードドライブ…3日(木) 13:00～16:00 リーブラホール入口 5日(土) 10:00～15:30 パネル展示会場
3月2日(水) 14:00～15:30	消費者センター 講習室	消費生活講座 契約のきほん～だいじょうぶ？その契約～
3月3日(木) 13:30～15:30	リーブラホール	講演会 ゲノム編集食品ってなに？なにが問題？ ～今さら聞けない「遺伝子組み換え」と「ゲノム編集」～
3月4日(金) 14:00～15:30	消費者センター 講習室	消費生活講座 健康食品と食生活～最近の話題から～



港区では、東京都が毎年1月から3月に実施している若者の悪質商法被害防止キャンペーンと連携して、若者への注意喚起や相談の呼びかけを実施しています。



あやしいと思ったら、すぐに相談。

消費者ホットライン 東京都消費生活総合センター
☎188 ☎03-3235-1155